

# TRA一般社団法人東京都不動産協会

## FAX ニュース

発行人/石原 弘  
編集/会員支援事業部  
東京都千代田区平河町 1-8-13  
TEL.03(3222) 3808 FAX.03(3222)3640

=知識情報=

### 築地市場移転1年延期 新市場予定地の土壌地策に時間

東京都は築地市場を江東区豊洲に移転する時期を1年延期する方針を固めた。2014年度中の移転を目指していたが、新市場予定地の土壌汚染対策が長引き、新たな施設を計画通りに建設するのは困難と判断。新市場予定地では08年に国の環境基準の4万3千倍のベンゼンを検出した。都は650億円を投じて対策工事を進めているが、処理する土の量が約5割増えたり、地中のコンクリート塊を取り除くのに手間がかかっている。

### 東京スカイツリー開業半年 集客の明暗分かれる

東京スカイツリータウンが開業して半年、来場者は当初想定を上回っており、東武鉄道は開業1年の来場者数を4400万人と当初の3200万人から上方修正した。スカイツリー展望台の入場者も1年で640万人と従来想定(540万人)の1.2倍に上積みした。一方で、近隣の商店街は観光客が立ち寄らないほか、タウン内の生鮮食料品店等が夕方になると値引き販売を始める影響もあり、地元住民の来店頻度まで落ちる影響を受けている。またタウン内のオフィスビルは、入居成約率が12年9月末時点で約3割程度にとどまっている。

### 移動式住居「トレーラーハウス」公道走行可能に

住居や店舗に活用できる大型のトレーラーハウスが公道を走行できるようになった。国土交通省が道路運送車両法の告示を改正。夜間の低速移動や、誘導車の配置といった安全策を条件に、目的地までの一時的な移動を可能にした。これまで、東日本大震災に関連して、津波で壊れた建物の代わりに使うなどの場合などに限り公道走行を許可していた。実際の走行に際しては、地方運輸局や自治体に申請し、許可を得る必要がある。

### 平成24年の中古住宅流通市場に関する取組と今後への期待

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め市場規模の拡大を通じた経済活性化に資するための施策として、「中古住宅・リフォームトータルプラン」が、昨年3月に策定された。新築中心の住宅市場から、リフォームによる住宅ストックの品質・性能を高め、中古住宅流通による循環利用されるストック型の住宅市場への転換を図り、平成32年までに市場規模を倍増(20兆円)しようとするものである。次に、6月に、「不動産流通市場活性化フォーラム提言」が取りまとめられた。不動産の取引に

当たって消費者の求める情報が適時適確に提供されていない、あるいは、不動産事業者等が消費者のニーズに十分応えられていない面があるのではないか等の課題を中心に議論が展開された。提言の内容は、不動産流通システム改革のために、消費者に必要な情報の整備・提供、不動産価格の透明性の向上、先進的なビジネスモデルの育成・支援、宅建業者・従業者の資質向上、既存ストックの流動化の促進などとなっている。さらに、7月に、日本再生戦略が閣議決定され、重点施策の一つとして「良質な住宅ストックの供給と不動産流通システムの改善」が位置付けられた。こうした行政の取組に呼応して、全国で12の「中古不動産流通市場整備・活性化事業」協議会が発足し、不動産仲介業、リフォーム工事業等の異業種の連携を軸に多様な事業がスタートした。この中では、地域の特色を幅広く打ち出しつつ、中古住宅流通に関する各種サービスのワンストップ化、既存住宅インスペクション(建物検査)に関する人材育成に向けた取組などが積極的に進められている。こうした連携事業の展開は、今後ますます本格化していき、本年は、中古住宅流通市場の整備を通じて、不動産関係業界にとって飛躍の年となることが期待される。

### TRA不動産相談室事務所移転について(お知らせ)

平成24年10月1日から事務所所在地、TEL、FAX番号が変わりました。

所在地：**新宿区西新宿7-4-3升本ビル2階**(小滝橋通り沿い、1階東邦銀行)

TEL：**03(5338)0370** FAX：**03(5338)0371**

◆平成25年2月「TRA不動産相談室」日程は下記のとおりです。各日とも13:00~16:00

日	月	火	水	木	金	土
					1 不動産取引	2
3	4 不動産取引	5 法律	6 不動産取引	7 法律	8 不動産取引	9
10	11	12 法律	13 不動産取引	14 法律	15 不動産取引	16
17	18 不動産取引	19 法律	20 不動産取引	21 法律	22 不動産取引	23
24	25 不動産取引	26 法律	27 不動産取引	28 法律		

不動産取引に関する相談(電話) 毎週月・水・金曜日

相談対応は経験豊富な専門家がいたします。

不動産に関する法律相談(面談) 毎週火・木曜日

法律相談は弁護士が行います。予め電話にて予約を入れていただくようお願いいたします。